

平成 27 年 3 月 10 日

近検協第 26-074 号

報告会社 御中

一般社団法人

近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 平成 26 年度 2 月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2 月末締めのお受付台数は 16,620 台で本年度累計は 137,889 台、前年同月比 109.6%前年度累計比 102.4%となりました。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 摩擦等で「消せるペン」の使用について

報告書作成にあたり、これまでも「消せるペン」の使用禁止については月報で取り上げ注意喚起してまいりましたが未だに使用されているものが散見されます。

特に、報告者様が署名等を行われる際ご使用されているものが多数を占めていることから、報告者様のご捺印をいただく際に特に注意（文字が薄く感じる）していただきますようお願い致します。

協議会で確認できた場合は、返却させていただきますのでご了承願います。

#### 2. 定期検査報告書(第三面)の不具合報告について

最近、定期検査報告書(第三面)の不具合報告で、添付の必要がないと思われる内容のものが添付されている場合が散見されます。

作成される前に、下記の内容をご確認下さい。また、「昇降機定期検査報告書 作成要領(2014 年版)」の P11 にも記入要領を掲載していますので参照願います。

#### 【不具合とは】

昇降機の場合、異常停止、装置の機能の異常停止、異常音、異常な振動、着床誤差、機器の損傷(焼損・破損等)等で、通常の状態と違うものをいいます。

#### 《報告が不要なもの》

- ・ 停電により停止したもの。
- ・ 地震時等管制運転装置等の各種管制運転装置が作動し停止したもの。ただし、地震で機器が損傷して改善した場合等は報告の対象となります。
- ・ 保守作業員又は利用者等の不注意等が原因で異常や停止が発生したもの。ただし、機器の改善が必要となった場合は報告の対象となります。なお、保守業者の不注意とは、保守時に使用するスイッチ類の戻し忘れによる停止等をいいます。
- ・ 表示灯、照明・電飾照明等の寿命による球切れ。ただし、表示灯・照明を点灯させる装

置の不具合は報告の対象となります。

- ・ 維持保全のために改善したもの、機器の変調・予兆等で改善したもの。
- ・ ゴミ等がレールに挟まる事によって扉が閉まらない等。

以上、周知方よろしくお願ひ致します。

3. 大津市の指導内容「特記事項欄の記載」の徹底についてについて

これまで大津市からのご指導につきましては平成26年2月分、3月分、7月分10月分と4回の月報で改善をお願いしてきました。

しかし特記事項欄の記載について改善されていない報告書が散見されます。

つきましては「特記事項欄の記入例」を別紙で添付しますので、参考としてください。

以上